

件名	新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインについて								
担当	学校教育部 学校総務課								
概要	<p>○令和3年8月27日付けで、文部科学省から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が通知された。</p> <p>&lt;通知の概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者・濃厚接触者は、出席停止（児童生徒等）・出勤させないようにする（教職員）</li> <li>・緊急事態宣言対象地域・まん延防止等重点措置区域の学校においては、濃厚接触者等の特定のため、保健所への協力が必要な場合がある。</li> <li>・緊急事態宣言対象地域・まん延防止等重点措置区域においては、臨時休業を行う範囲や条件を公表しておくことが適切</li> </ul> <p>○堺市教育委員会のガイドラインを作成し、学校園に通知</p> <p>&lt;ガイドラインの内容&gt;（詳細は別紙参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校園で感染者が確認された場合の対応</li> <li>2 行動履歴調査について</li> <li>3 確認検査の考え方</li> <li>4 臨時休業の判断について</li> </ol> <p>※1～3：これまでの対応と変更なし。 4：これまでの運用とほぼ同様であるが、基準を明確に示したもの。</p> <p>○ガイドライン「4 臨時休業の判断について」の内容</p> <table border="1" data-bbox="384 1256 1377 1753"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 1256 1050 1294">学級休業</th> <th data-bbox="1050 1256 1214 1294">学年休業</th> <th data-bbox="1214 1256 1377 1294">学校休業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 1294 1050 1753">           ①～④のいずれかに該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合            ①同一の学級において複数の幼児児童生徒の感染が判明した場合            ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合            ③1名の感染者が判明し、その感染者の濃厚接触者が複数存在する場合            ④その他、設置者が必要と判断した場合            ※ただし、①～③に該当する場合でも、感染可能期間に登校園していない者は除く。         </td> <td data-bbox="1050 1294 1214 1753">同一学年で複数の学級を休業するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合</td> <td data-bbox="1214 1294 1377 1753">複数学年を休業するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>・休業期間は、感染暴露（陽性者が周囲に感染させるおそれがあったと考えられる日）から5～7日間を目安とする。</p> <p>○ガイドラインの通知・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・8月31日 学校園に通知</li> <li>・9月1日～ 堺市ホームページに臨時休校の判断基準を掲載</li> </ul>			学級休業	学年休業	学校休業	①～④のいずれかに該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合 ①同一の学級において複数の幼児児童生徒の感染が判明した場合 ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③1名の感染者が判明し、その感染者の濃厚接触者が複数存在する場合 ④その他、設置者が必要と判断した場合 ※ただし、①～③に該当する場合でも、感染可能期間に登校園していない者は除く。	同一学年で複数の学級を休業するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合	複数学年を休業するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合
学級休業	学年休業	学校休業							
①～④のいずれかに該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合 ①同一の学級において複数の幼児児童生徒の感染が判明した場合 ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合 ③1名の感染者が判明し、その感染者の濃厚接触者が複数存在する場合 ④その他、設置者が必要と判断した場合 ※ただし、①～③に該当する場合でも、感染可能期間に登校園していない者は除く。	同一学年で複数の学級を休業するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合	複数学年を休業するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合							

# 新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン

制定日：令和3年8月31日

学校園において、幼児児童生徒に新型コロナウイルス感染が発生した際には、次のとおり対応する。

## 1 学校園で感染者が確認された場合の対応

学校園で幼児児童生徒や教職員等の感染が確認された場合は、校園長は、感染した幼児児童生徒について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、特別休暇等を取得させ、出勤させないようにする。

また、濃厚接触者と特定された場合にも、同様の措置をとる。

## 2 行動履歴調査について

PCR 検査対象者が感染可能期間と考えられる期間に登校（園）・出勤をしていた場合には、必ず情報収集を行い、危機管理マニュアル内の【PCR 検査対象者の行動履歴について（別紙1）（別紙2）】に必要事項を記入し、幼児児童生徒は学校総務課学校保健係へ、教職員は教職員企画課へ報告する。

### ○行動履歴調査の対象となる期間（感染可能期間）

- ・感染者（疑い）が有症状の場合・・・症状発現の2日前から
- ・感染者（疑い）が無症状の場合・・・検体採取日の2日前から

### ○行動履歴調査の観点

- ・学校生活における調査例
  - ①グループ学習やペア学習等、特定の幼児児童生徒や教職員と、感染者との関わりの有無  
→ある場合は、その幼児児童生徒や教職員の特定、距離や位置関係の報告
  - ②体育・音楽・家庭科など、座学以外の授業での活動内容とその状況  
(活動内容・時間・マスクの有無・会話の有無・幼児児童生徒の位置関係・距離・行動等)
  - ③昼食時の状況
  - ④部活動（活動場所（広さ）・時間・人数・参加者・マスクの有無・休憩時の状況等）
  - ⑤休み時間の状況（常に一緒にいる友人がいる等、わかる範囲で調査を行う。）

※この行動履歴調査に基づき、検査対象となる者の候補を特定する。

## 3 確認検査の考え方

学校園は、行動履歴調査から考えられる検査対象となる者の候補をあげ、それをもとに教育委員会と保健所で協議し、確認検査対象者を特定する。

確認検査対象者が判明した場合、検査に必要な期間は対象者を出席停止とし、それが学級単位や学年単位となる場合は、当該学級や学年を休業とする。

- (1) 確認検査で感染拡大の懸念が認められない場合（感染者がいなかった場合）  
登校（園）を再開する。  
ただし、感染暴露（感染者が周囲に感染させること）のおそれがあったと考えられる日から 2 週間は、入念な健康観察を行い、体調不良者が複数発生する等の懸念がある場合には、すぐに学校総務課学校保健係へ報告する。
- (2) 確認検査で感染拡大の懸念が認められた場合（感染者が複数確認された場合）
  - ①当該集団の出席停止（休業）期間を延長する。  
（集団感染のおそれが強いと判断した場合は、当該集団を濃厚接触者と同様の扱いとし、2 週間の出席停止とする。）
  - ②新たな感染者の行動履歴調査を行い、臨時休業の範囲、期間、集団検査の拡大等の必要性について検討する。
  - ③出席停止（休業）期間の入念な健康観察を行い、体調不良者が複数発生する等の懸念がある場合には、すぐに学校総務課学校保健係へ報告する。

#### 4 臨時休業の判断について

学校園の全部または一部の臨時休業を行うかの判断については、学校園の行動履歴調査に基づき、教育委員会と保健所が協議し、集団内での感染が広がっている可能性がある判断した場合に学級単位や学年単位など必要な範囲で臨時休業の判断を行う。

##### (1) 学級休業

次の①から④までのいずれかに該当し、かつ、**学級内で感染が広がっている可能性が高い場合**に、学級休業を実施する。

- ①同一の学級において複数の幼児児童生徒の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が 1 名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 1 名の感染者が判明し、その感染者の濃厚接触者が複数存在する場合
- ④その他、設置者で必要と判断した場合

※ただし、①～③に該当する場合でも、感染可能期間に登校（園）していない者は除く。

##### (2) 学年休業

同一学年で複数の学級を休業するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年休業を実施する。

##### (3) 学校園休業

複数年を休業するなど、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校園休業を実施する。

##### (4) 休業期間

休業期間については、感染暴露から 5 日程度で発症するが多いため、感染暴露と考えられる日から 5～7 日間を目安とし、その間に施設の消毒や調査等を行う。

#### 5 施行日

令和 3 年 9 月 1 日